

## 放課後児童支援員認定資格研修修了者名簿変更届

年            月            日

広島県知事様

[届出者]

氏 名	印 <small>※自署の場合は印不要</small>
住 所	〒
電 話 番 号	

次のとおり名簿の内容に変更がありましたので、届出ます。

	変 更 前	変 更 後
氏 名		
住 所	〒	〒
連絡先 電話番号		

(添付必要書類)

- 1 放課後児童支援員認定資格研修修了証 (コピーしたもの)
- 2 変更の事実が確認できる書類 (例 戸籍抄本, 住民票など)

(注意事項)

本届出に記載いただいた情報は、放課後児童支援員認定資格研修修了証の交付に使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報報告及び都道府県間の相互の利用・提供のために使用します。

**【提出先】**

広島県健康福祉局安心保育推進課

〒730-8511    広島市中区基町 10-52            082-513-3179 (ダイヤル)

「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」

(平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 19 号)

(別添 7) 放課後児童支援員等研修事業実施要綱

「Ⅰ 放課後児童支援員認定資格研修事業 (都道府県認定資格研修ガイドライン)」

(抜粋)

## 5 認定等事務

### (1) 認定者名簿の作成

都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成するものとする。

### (2) 認定者名簿の管理

都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備するものとする。

### (3) 修了証の再交付等

都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

### (4) 認定の取消

都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができる。

ア 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合

イ 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合

ウ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合

エ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など